

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うガス料金および電気料金の特別措置について

この度、厚木ガス株式会社は、「生活不安に対応するための緊急措置」（令和2年3月18日 新型コロナウイルス感染対策本部）を踏まえ、経済産業省からガスならびに電気料金についての特別措置について要請を受けました。

よって、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に影響を受けているお客さまからお申し出を受けた場合には、次のようなガスならびに電気料金の特別措置を講ずることといたします。

なお、今般の託送供給約款に関する特別措置は3月25日に関東経済産業局長へ「託送供給特例認可（承認）申請書」の申請を行い、即日、認可を受けました。

1. お客さま向け

(1) 対象となるお客さま

①当社とガスまたは電気を契約しており、緊急小口資金・総合支援資金[※]の貸付を受けていて当社にお申し込みをされたお客さま。

※ 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

※ 社会福祉協議会から貸付の決定通知書または申込書（写）をご提示いただきます。

②今回の新型コロナウイルスによる影響を受けたことが原因で、一時的にガス・電気料金の支払いに困難をきたしていると当社が判断したお客さま。

(2) ガス料金および電気料金について

【都市ガス料金・コミュニティーガス（旧簡易ガス）料金】

2020年2月（支払期限が2020年3月25日以降となるものに限り）・3月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。なお、3月検針分のガス料金については、早収料金適用期間を30日間延長いたします。

【LPガス料金】

2020年2月（支払期限が2020年3月25日以降となるものに限り）・3月検針分のガス料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

【電気料金（低圧）】

①ガス料金とセットのお客さま

ガス料金2020年2月・3月検針分と同時のタイミングでお支払いいただく2020年1月・2月の電気料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

②電気料金（低圧）のみご契約のお客さま

2020年2月（支払期限が2020年3月25日以降となるものに限り）・3月の電気料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

【電気料金（高圧）】

2020年3月（支払期限が2020年3月25日以降となるものに限ります）・4月・5月分の電気料金の支払期日（各料金算定日が属する月の翌月末日）を、それぞれ1か月間延長いたします。

2. お客さまに対してガスの供給を行う託送供給依頼者向け

(1) 適用させていただく託送供給依頼者さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急小口資金・総合支援資金*の貸付をされたお客さまを需要家とする託送契約を当社と締結している託送供給依頼者さまから、当社へお申し込みがなされた場合に適用させていただきます。

※ 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認下さい。

※ 社会福祉協議会から貸付の決定通知書をご提示いただきます。

(2) 託送供給料金について

2020年2月（支払期限が2020年3月25日以降となるものに限ります）・3月検針分の託送供給料金の支払い期限をそれぞれ1か月間延長いたします。

3. 特別措置の申し込み先

厚木ガス株式会社 お客さま部 料金課

電 話 046-297-5511

受付時間 平日 8:30～17:00

以上